









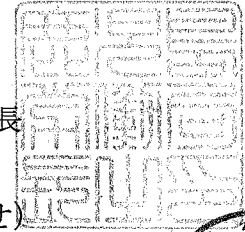
会長	副会長	専務	常務	局長	担					当	
					部長	次長	課長	係長	係	係	
											

鹿 勞 発 総 第 5 8 0 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日

社団法人鹿児島県建設業協会長 殿

鹿児島労働局長



労働保険適用徴収システムの稼働停止について（お知らせ）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、労働保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省で使用している労働保険適用徴収関係データを管理するシステムについて、機器変更に伴うデータ移行のため、稼働を停止させていただくことになりました。

そのため、下記業務について、稼働開始まで処理ができず、御迷惑をおかけいたします。稼働停止に御理解をいただきますとともに、会員の皆様にお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、労働保険（労災・雇用）保険料納入証明については 鹿児島労働局ホームページ（<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）に、また、電子申請（e-Gov）受付については 厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に同様の内容を掲載しています。



記

1 労働保険（労災・雇用）保険料納入証明書発行業務

（停止期間）平成24年12月28日（金）から平成25年1月11日（金）まで

システムが稼働しないことから、納付状況の検索ができないため、証明ができません。ただし、前回交付分の納入証明書（写し可）と納入証明書交付日以降の金融機関等で納付された領収書を持参され、証明日までのすべての保険料等が納付済であることが確認できる場合は、証明書の発行は可能です。

2 電子申請（e-Gov）受付業務

（停止期間）平成24年12月15日（土）午前0時00分から

平成25年1月15日（火）午前8時00分まで

ご迷惑をおかけいたします

労働保険適用徴収システムの機器変更に伴うシステム停止のため、下記の業務について、記載の期間中、処理ができなくなります。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

労働保険（労災・雇用）保険料納入証明書発行业務

（各労働基準監督署・ハローワークでも同じです）

平成24年12月28日（金）から平成25年1月11日（金）まで

システムの稼働が停止し、納付状況の検索ができないため、証明ができません。

ただし、前回交付分の納入証明書(写し可)と納入証明書交付日以降の金融機関等で納付された領収書を持参され、証明日までのすべての保険料等が納付済であることが確認できる場合は、証明書の発行は可能です。

電子申請（e-Gov）受付業務

平成24年12月15日（土）午前0時00分から

平成25年1月15日（火）午前8時00分まで

【お問い合わせ先】

鹿児島労働局 総務部 労働保険徴収室

電話099-223-8276

※ 労働保険（労災・雇用）保険料納入証明書発行业務

鹿児島労働局ホームページ (<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

※ 電子申請（e-Gov）受付業務

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)